

PRESS RELEASE

市政記者各位

学校施設開放事業における 校庭及び体育館等屋内施設の使用中止期間の延長について

学校施設開放事業（事前登録している団体が校庭等を使用できる事業）における市立学校の校庭及び体育館等屋内施設の使用については、令和3年2月7日まで使用中止としておりますが、緊急事態宣言の期間延長を受け、以下のとおり使用中止期間を延長することといたしましたので、お知らせいたします。

- 1 対象施設
学校施設開放事業を実施している福岡市立学校の校庭・体育館等屋内施設
- 2 使用中止期間
緊急事態宣言期間中
（従前の使用中止期間：令和3年1月14日から2月7日まで）
- 3 施設使用料の返金について
使用中止期間の納付済使用料は、全額返金いたします。



福岡スタンダード～福岡の子どもたちに大切にしてほしいこと～

生活習慣の柱
あいさつ・掃除

学びの柱
自学・とも学

未来への柱
チャレンジ・立志

〈問い合わせ先〉
教育委員会 教育環境課
担当：中松
電話：711-4378(内3554)